

2026年9月15日

会 員 各 位

一般社団法人日本コミュニティーガス協会
中国支部 事務局長 太 田 忠 孝

2026年度 登録調査員認定講習会の開催について （ご案内）

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会事業の推進にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年度の標記講習会を下記により開催いたしますので、会員の皆様方における保安担当者の資格取得等、講習会受講にご配慮を賜りますようお願いいたします。

標記講習会は、当協会が定めております「調査員講習会要綱」に基づき開催するもので、消費機器等検査を行う者の資格を認定するとともに、登録調査員の資質の向上を図ることを目的としております。

なお、登録調査員が職務に従事する場合は当該資格を有することを証する「登録調査員証」を常時携帯することになっておりますので、「調査員講習会要綱」に基づき講習会終了後、「登録調査員証」を交付いたします。

敬具

記

1. 開催日時及び場所

会場	開催日	時間	予定人員	場所
広島	2026年 11月6日（金）	10:00 ～17:00	40名 程度	広島県LPガス会館 3階 （広島市西区 己斐本町3丁目8-5）

（※講習時間には、登録調査員証交付及び認定試験の時間（16時～17時）を含みます）

※ 受講票は事前に送いません。

請求書の発送をもって受付完了とさせていただきますので、講習日一週間前になっても請求書が届かない場合はご連絡ください。

※ 申込み及び受講料を振込まれたら、直接会場において下さい。

※ 但し、会場の受付で座席指定をさせて頂く場合があります。

（注）予定人員を超えた場合は、次年度での講習をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（注）今年度、最後の認定講習会となります。

2. 講習内容及び講師・担当科目

(1) 講習内容

- ・ガス消費機器の周知及び調査義務 ・燃焼器具及び換気と排気 ・消費機器の調査要領
- ・消費機器調査の技術上の基準等 ・内管漏洩検査の技術上の基準等 ・その他必要事項

(2) 講師及び担当科目

時 間	講 習 科 目	予 定 講 師
10:00～12:00	消費機器の周知及び調査並びに内管漏洩検査に係る関係法令について	中国四国産業保安監督部保安課 ご担当官
13:00～16:00	ガスに関する基礎及び消費機器の技術と維持管理について	株式会社 エフ・ユー 講師

3. 講習会受講資格(要綱第5項該当資格)

講習会の受講資格は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) ガス主任技術者免状の所有者
- (2) 高圧ガス製造保安責任者免状又は、高圧ガス第二種販売主任者免状の所有者
- (3) 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律第4条によるガス消費機器設置工事監督者の資格を有する者
- (4) 液化石油ガス設備士免状の所有者
- (5) 液化石油ガス法に係る業務主任者代理者認定書又は、同法施行規則第36条第2項に定める要件に適合する者（調査員は除く）の講習修了証の所有者
- (6) 液化石油ガス法に係る調査員の講習終了証の所有者、ガス事業又は液化石油ガス販売事業に係る周知、開・閉栓作業又は、ガス機器の設置・修理並びに供給、工事の実務に6ヶ月以上の経験を有する者（別添 様式2「実務経験証明書」）

4. 使用テキスト（テキストは会場の受付でお渡しいたします。）

- (1) 「消費機器調査・内管漏洩検査実務要領」（当協会発行）
- (2) 「調査員講習テキスト」（当協会発行）
- (3) 「調査員講習会要綱」（当協会発行）

5. 受講料

一人当たり 8,250円（テキスト代、消費税及び調査員証の交付を含む）

(注) 講習会前日までに受講取消しの申し出がない場合は、受講料の払戻しはいたしません。

なお、インボイス制度対応のため、申込み受付後に「請求書」を順次送付しますので、受講料はその請求書到着後、速やかに振り込んでください。

請求書は各事業者の窓口宛てに送付しますが、別途支店・営業所毎に請求書が入用の場合は、受講申込書に請求先住所・請求宛名などを記入してください。

6. 受講申込み方法

- (1) **申込み期日：10月23日（金）まで**に支部事務局あてにお願いします。
- (2) 「3. 講習会受講資格：(1)～(5)の該当者」は、別添「調査員認定講習会受講申込書」に受講資格(免状等)の(写)を添付してお申し込みください。
※写真付きの資格証はFAX送信されますと、顔が鮮明に写っていない場合がありますので、可能でしたらPDFでメール送信をお願いします。
- (3) 「3. 講習会受講資格：(6)の該当者」は、別添「調査員認定講習会受講申込書」に別添「実務経験証明書」を添付してお申し込みください。

7. 受講料の納入方法

受講料は、請求書到着後、下記にお振込み（お振替）ください。

*振込先	一般社団法人 日本コミュニティーガス協会中国支部 【 シャ 】 ニホンコミュニティーガスキョウカイチュウゴクシブ 〒730-0017 広島市中区鉄砲町1番20号 第3ウエノヤビル 4階
*銀行振込	広島銀行銀山町支店 普通 3127374
*郵便振替	01310-3-21146

(注) お振込みの際の手数料は、申込者のご負担でお願いいたします。

8. その他

(1) 認定試験の実施

講習者のうち、上記「3. 講習会受講資格」の(6)に該当する者については、講習会終了後、認定試験(16:20～17:00)を実施いたします。

なお、「3. 講習会受講資格」の(1)～(5)に該当する方も、ご希望があれば試験を受けることは可能です。この場合、試験結果は「登録調査員証」交付と関係ありません。

(2) 登録調査員証の交付について

「3. 講習会受講資格」の(1)～(5)に該当する者は、講習会終了後に「登録調査員証」を交付(16:00～16:20)します。また、(6)に該当する者は、認定試験に合格した後に交付します。

(3) 受講者の昼食につきましては、恐れ入りますが、各自でご手配願います。

(4) **会場には駐車場がありません**ので、JR等の公共交通機関をご利用ください。

(5) **当講習会に関するお問い合わせは、協会事務局(TEL:082-511-3311)にご連絡をお願いします。** また、**講習会当日の緊急連絡は事務局長携帯電話(080-6566-0562)をお願いします。**

【添付書類】

- | | |
|--------------------|-----|
| 1. 登録調査員認定講習会受講申込書 | 1 部 |
| 2. 実務経験証明書 | 1 部 |

以 上

登録調査員認定講習会受講申込書

会 場	(ふりがな) 受講者氏名	生 年 月 日 (西暦表記)	現 住 所 (市町村名)	要綱第 5 項該当資格						備考
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	
広島	()									
広島	()									
広島	()									
広島	()									
広島	()									

上記の者を調査員講習会要綱第 5 項及び第 1 2 項の規定に従い、標記講習会を受講させたいので該当資格免状の写し（実務経験証明書）を付し申し込みます。

年 月 日

一般社団法人 日本コミュニティーガス協会
中 国 支 部 長 殿

(申込者) 事業者名称
 代表者氏名
 所 在 地

(確認者) 会員事業者

 代表者氏名

※ 請求書は申込事業者の窓口へ送付します。

窓口以外で請求書が入用な場合は、以下に請求先住所・宛名を記入して下さい。

(請求書は申込書毎に発行します。請求書の送付先を分けたい場合は、申込書も分けて申し込んでください)

請求書送付先 (〒 -)
 (住所) _____

請求書の宛名 _____

* 個人情報取扱いについて

この申込書に記載された個人情報は、この講習会の受付、調査員講習修了登録者台帳の管理、再講習会の案内以外には使用しません。

* 10月23日（金）までに、支部事務局あてにお申込み下さい。

実 務 経 験 証 明 書

受講者氏名		生年月日（西暦表記） (才)
同 住 所		認定試験結果
実務経験の業務内容	実務先及び期間 (西暦表記)	実務経験
	自 年 月 日 至 年 月 日	年 か月

上記の者は、上記の通り調査員講習会要綱第5項(6)に規定する業務に6か月以上の経験を有する者であることを証明いたします。

年 月 日

一般社団法人 日本コミュニティーガス協会
中 国 支 部 長 殿

(証明者) 会員事業者

代表者氏名

所 在 地

*個人情報取扱いについて

この証明書に記載された個人情報は、この講習会の受付以外には使用しません。